## 鳥取県国際交流財団・環日本海交流地域私費留学生奨学金について

鳥取県国際交流財団奨学金への申請を希望する留学生は、国際交流課に申請書類を取りに来てください。

申請書類提出期限:2016年10月19日(水)17時【厳守】 提出先:国際交流課

【奨学金の内容】月 額: 2万円

支給期間: 最短3か月、最長6ヶ月(2016年10月~2017年3月)

※大学に在籍する期間に応じて支給

## 【申請資格】

鳥取県内の大学等に通う私費外国人留学生で次の全てに該当する者。

- 鳥取県の環日本海交流地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿岸地方、モンゴル中央県、中国河北省、ロシア・ハバロフスク地方)の出身、又は該当地域の大学に在籍若しくは卒業していること。
- 奨学金の支給開始時期に、県内の大学等に在籍していること。
- 申請時に他の奨学金を受給していない又は受給する予定のないこと。
- 財団奨学生としての自覚を持ち、「国際交流活動ボランティア」として、当財団の事業や地域の交流活動に協力するとともに、将来鳥取県と交流地域との交流事業に協力や支援等を行う意欲があること。
- 家族に国費留学生及び同程度の収入を得る者がいないこと。ただし、やむを得ない事情により生計を別に する等生活の基盤を異にする者を除く。
  - ※現在、他の奨学金に申請中の留学生は、本奨学金には申請できません。
  - ※研究生、交換留学生も申請対象になります。
  - ※申請書は日本語で記入して下さい。
  - ※本奨学金に申請した人は、決定通知が届くまで、鳥取大学から他の奨学金には推薦しません。

上記申請資格を満たす留学生のうち、希望者は全員推薦しますが、本奨学金の受給者は鳥取県国際交流 財団が決定するため、申請者全員が採用されるわけではありません。